

沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置

対象税目：法人税（国税）、その他（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は4.0%（令和4年度）で、全国平均19.8%と比較して大きく下回っている。また、製造業の高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっている。こうした状況を踏まえ、沖縄県の持続的な経済成長と所得向上を実現するため、産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。このために、設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

○【政策】10. 沖縄政策
【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進

② 現行制度の概要

根拠条文：沖縄振興特別措置法第36条、第37条 租税特別措置法第42条の9、第45条
創設年度：昭和47年度
※県知事認定、主務大臣確認の仕組みの導入等、現行制度となったのは令和4年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

- ①投資税額控除
 - ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
 - ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用
- ②特別償却
 - ・償却割合：機械装置34%、建物等20%
 - ※取得下限額並びに県知事による認定及び主務大臣による確認については①と同様
- ③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

①、②は選択制

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（百万円）上段：国税 下段：地方税	357 424	189 328	67 640	84 654	117 695	304 930

（出所）国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）を基に内閣府にて計算
地方税：沖縄県提供資料

③ アクティビティ

○当該措置により、沖縄県内への企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、産業イノベーション関連産業の高度化を通じて当該産業の売上を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげる。事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、機動的に投資判断を行うことができる当該措置により投資を大きく後押しする。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数 上段：国税 下段：地方税	26 191	31 183	17 185	16 187	18 203	21 217
適用額(百万円)上段：国税 下段：地方税	439 424	368 328	149 640	84 654	195 695	308 930

（出所）国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
地方税：沖縄県提供資料

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により設備投資に係る税負担を軽減することで、産業の高度化のための設備投資を促進するとともに、投資意欲を高める。
⑤ 短期アウトカム	指標：当該措置適用設備投資額 目標値：131億円 対象期間：令和4年度（1年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○設備投資により企業の生産能力は向上し、売上高が増加する。
⑥ 中期アウトカム	指標：産業イノベーション関連産業の売上高 目標値：4兆1,014億円（令和5年度） 対象期間：令和4年度及び令和5年度（2年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○産業イノベーション関連産業の売上高増加により、産業イノベーション関連産業の所得及び当該産業従事者の所得が向上し、一人当たり県民所得が増加する。
⑦ 長期アウトカム	指標：一人当たり県民所得 目標値：244万円（令和6年度） ※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値（291万円）を基に、一定の条件下試算したもの 対象期間：令和4年度、令和5年度及び令和6年度（3年間）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
県民所得	最終的な政策目的の具体的な数値のため 出所：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び県民経済計算（沖縄県）
産業イノベーション関連産業の売上高	政策目的の達成に関するデータであるため 出所：経済構造実態調査（経済産業省）
当該措置適用設備投資額及び付加価値額	当該措置がインセンティブとして働いている要素であるため 出所：沖縄県提供資料

●分析手法：設備投資により、企業の生み出す付加価値がどの程度上昇し、産業イノベーション関連産業の売上高にどの程度寄与しているか、当該売上高の増加が一人当たり県民所得にどの程度影響しているかを分析する。
 選定理由：当該措置は、最終的には一人当たり県民所得の向上を目指すものであるため。

○「点検の視点」②（「適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき」）について
令和4年度から実施している主務大臣確認や産業高度化・事業革新措置実施計画に基づく産業高度化・事業革新措置の実施状況報告書から以下の点について実態把握を行った。

・適用者の傾向

▶令和6年度までに主務大臣確認を行った事業者の業種は、製造業を中心に電気業、卸売業等、対象業種全般的に幅広く活用されている。また、資本金の規模では、1億円以下の中小法人が太宗を占めており、大企業や特定の企業に偏重はない。

・取得資産の傾向

▶製造業者が多いことから、製造工場の新規取得、製造設備及び機械装置などの導入に際して、当該措置が活用されており、一定のインセンティブがあると考えられる。投資額も数100万円から20億円を超える規模になるものもあり、各事業者が措置実施計画を策定することにより、当該投資に対する付加価値や雇用の増加を予測して投資に関する経営判断を行っている。

○「点検の視点」③（租税特別措置が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき政策評価を定量的に検証すべき）について

【短期アウトカム】

長期アウトカムを達成するために必要な令和4年度の一人当たり県民所得の値（231万円（※1））を踏まえ、令和4年度の目標指標として設備投資額131億円（※2）としていたところ、令和4年度については設備投資額は30億円であった。

（※1）令和3年度の一人当たり県民所得（224万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（6.7万円）から推計。

（※2）令和4年度の県民所得（目標）、令和3年度の産業イノベーション関連産業の売上高（実績）、令和3年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和3年度の県内総生産に占める産業イノベーション関連産業の割合等を用いて、令和3年度から4年度にかけての産業イノベーション関連産業の売上増加目標を算出。その上で、産業イノベーション関連産業の付加価値額の対売上高比（令和3年経済センサス）、当該措置利用者の投資額と投資により増加した付加価値額の比 等を用いて、令和4年度の産業イノベーション関連産業の設備投資額目標を算出。

【中期アウトカム】

令和5年度に一人当たり県民所得237万円（※1）を達成するために、令和5年度に必要な産業イノベーション関連産業の売上高を4兆1,014億円（※2）と設定したが、令和5年度の実績は4兆3,751億円であった。

（※1）令和3年度の一人当たり県民所得（224万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（6.7万円）から推計。

（※2）令和3年度の産業イノベーション関連産業売上高（実績）、令和3年度の県民所得（実績）、令和3年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和3年度の県内総生産に占める産業イノベーション関連産業の割合等を用いて算出。

【長期アウトカム】

令和6年度の一人当たり県民所得は、目標値244万円に対して、実績は未確定である。なお、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約262億円であるところ、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○目標である令和4年度の設備投資額131億円に対し、実績は30億円である。</p> <p>(参考) なお、当該措置適用設備投資額の各年度の実績は、令和5年度22億円、令和6年度57億円である。</p>	<p>○目標である令和5年度の産業イノベーション関連産業売上高4兆1,014億円に対し、実績は4兆3,751億円である。</p>	<p>○目標である令和6年度の一人当たり県民所得の実績は未確定である。</p>
② 達成できていない場合の要因	<p>○コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。</p> <p>また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変更への対応が追いついていないこと、及び制度の周知広報不足から申請数が減少したことが考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>○一人当たり県民所得の最新値データが令和5年度までであるため、現時点では実績値での検証はできない。</p>
③ 政策効果等	<p>○当該措置は、産業イノベーション関連産業の設備投資の増加、当該産業の売上高の増加に寄与していると認められ、また、一人当たり県民所得の増加への寄与も見込まれる。</p>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なること、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。</p>		
⑤ 見直しの方向性	<p>○沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えていることを考えれば、産業イノベーション関連産業の振興は非常に重要であり、点検を踏まえても当該措置の意義は確認できた。したがって、制度の更なる周知広報を行いつつ、当該措置を継続することが妥当と考える。また、主務大臣確認制度により取得できるデータも活用しながら、引き続き効果検証に努める。</p>		

主担当部局 : 内閣府政策統括官 (沖縄政策担当) 付産業振興担当参事官室
 共管担当部局 : 経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課